

社会保険料納入確認書の取扱いについて

大仙市総務部契約検査課

契約の際に必要な社会保険料納入確認書について、落札決定の日以降に発行された正本の提出を求めていたところですが、受注者の負担軽減のため、以下の要件に該当する場合は写しの提出で足りることとしましたので、お知らせします。

○要件

先に大仙市が発注した建設工事、建設コンサルタント業務、物品調達及び役務の提供において、社会保険料納入確認書の正本を市に提出していること。

上記に該当する場合は、当該確認書の発行された月に限り、当該確認書の写しを有効なものとしします。

(例)

5 / 6 契約

(建道〇〇〇〇) 花園 1 号線側溝改良工事 社会保険料納入確認書 原本提出

5 / 27 契約

(建道〇〇〇〇) 花園 3 号線側溝改良工事 社会保険料納入確認書 写提出

※なお、市税に滞納がないことを証明する納税証明書については、取り扱いに変更はありませんので、ご注意ください。